

江南市立学校の見守りカメラの設置・運用ガイドライン

前文

江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒が安全で安心して学習・生活できる教育環境を確保することを重要な使命としている。近年、学校を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、不審者の侵入、犯罪行為、施設設備の損壊、事故等への的確な対応が求められている。

このため、教育委員会の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）において見守りカメラ（以下「カメラ」という。）を設置し、児童生徒及び教職員等の安全確保と犯罪抑止を図ることとする。また、教育委員会は、平時からの安全対策の充実を「教育委員会協議事項」として位置づけ、学校、保護者、地域、及び関係機関との連携を図りながら、児童生徒の安心・安全を最優先に取り組むものとする。

このガイドラインは、個人のプライバシーを保護しつつ、安心・安全で信頼される学校運営を実現するため、カメラの適正な設置・運用を定めるものである。

（目的）

第 1 条 このガイドラインは、学校に設置するカメラの運用に関し、適正かつ公正な取扱いを確保し、児童生徒及び教職員等の安全確保と個人情報の保護を両立させることを目的とする。

（設置・運用）

第 2 条 カメラは、次の各号に掲げる目的のために設置・運用する。

- （1）児童生徒及び教職員等の安心・安全の確保
- （2）不審者の侵入防止及び事故・犯罪等の抑止
- （3）学校施設・設備等の損壊や盗難の防止
- （4）事故・犯罪等の緊急事案発生時の状況確認
- （5）その他、教育委員会が必要と判断した場合

（設置場所）

第 3 条 カメラの設置場所は、児童生徒及び教職員等の安心・安全の確保及び防犯上有効かつ適正な箇所とし、校長は、個人のプライバシーを侵害しない範囲で教育委員会と協議のうえ、次の各号に掲げる場所に決定するものとする。設置にあたっては、教職員及び学校運営協議会等の意見を踏まえ、学校見守りカメラ設置申請書（様式第 1）を教育委員会に提出しなければならない。教育委員会は、必要があると認めたときは、学校見守りカメラ設置許可書（様式第 2）を交付するものとする。

- （1）校門、通用門、昇降口付近
- （2）校庭、体育館周辺
- （3）廊下、階段、出入口等の共用部分
- （4）駐車場、自転車置場、外周フェンス付近
- （5）その他、教育委員会が安全対策上必要と認める場所

2 児童生徒及び教職員のプライバシーを著しく侵害するおそれのある場所（例：トイレ、更衣室等）には設置しない。

（撮影時間）

第 4 条 カメラは、原則として 24 時間作動させる。ただし、必要に応じて撮影時間を制限することがある。

（映像データの保存場所及び管理）

第 5 条 映像データは、各学校内の管理区域（例：校長室・職員室・サーバールーム内等の施錠された保管装置）又は教育委員会指定のサーバ等に厳重に保存する。

2 保存機器は施錠管理し、外部ネットワークから隔離又はアクセス制限措置を講じる。

3 映像データへのアクセス権限を有する者は、次の各号に掲げる者に限定する。

- （1）校長（管理責任者）
- （2）校長が認めた操作取扱者 2 名以内
- （3）教育委員会が指定した担当職員（安全・危機管理担当等）

4 映像データの保存期間は 30 日以内とし、期間経過後は自動的に上書き又は

速やかに消去するものとする。

- 5 事故・犯罪等の事案発生により関係機関から正式な要請があった場合、又は教育委員会が必要と認めた場合には、保存期間を延長し、別途保管するものとする。

（映像データの閲覧・提供の制限）

第 6 条 映像データの閲覧は、次の各号に掲げる事案に該当する場合に限り行うことができるものとする。

- （1）学校敷地内外で児童生徒又は教職員の安全に関わる事故・トラブルが発生した場合
- （2）不審者の侵入、器物損壊、盗難等の犯罪行為が疑われる場合
- （3）警察等の公的機関から法令に基づく正式な照会又は捜査協力の要請があった場合
- （4）教育委員会又は校長が、児童生徒の生命・身体の安全確保上、緊急性が高いと判断した場合
- （5）その他、教育委員会が必要と判断した場合

- 2 閲覧を行う際は、学校見守りカメラ映像データ閲覧申請書（様式第 3。以下「閲覧申請書」という。）を事前に教育委員会に提出しなければならない。教育委員会は、閲覧申請書を受理し承認したときは、学校見守りカメラ映像データ閲覧承認書（様式第 4）を交付するものとする。

- 3 閲覧した映像データの内容を外部に漏らしてはならず、複製や持ち出しは禁止する。ただし、警察、裁判所その他の公的機関から法令に基づく正式な照会又は捜査協力の要請があった場合は、教育委員会の判断を経て提供することができるものとする。

- 4 閲覧者は、閲覧後のデータを速やかに保管状態に戻し、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的等を学校見守りカメラ映像データ閲覧記録簿（様式第 5）に記録し、教育委員会に報告しなければならない。

（開示等請求への対応）

第 7 条 映像データについて、本人又は保護者等から開示・削除等の請求があった場合は、個人情報保護関係法令及び江南市個人情報保護条例等に基づき、適

正に対応するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非開示とすることができる。なお、開示等請求があった場合は、教育委員会において審査を行い、必要に応じて校長に意見を求めたうえで決定するものとする。

- (1) 他人の権利・利益を不当に害するおそれがある場合
- (2) 犯罪捜査その他の公共安全・秩序維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 教育委員会が特に必要と認める場合で、非開示が相当と判断される場合
(運用責任体制及び教育委員会への報告・協議)

第8条 カメラの設置及び運用に関する責任者は、各学校においては校長とする。

- 2 校長は、映像データの操作取扱者を指定し、適切な管理・運用が行われるよう監督する。
- 3 校長は、学期ごとに運用状況（設置機器の稼働状況、アクセス件数、トラブルの有無等）を学校見守りカメラ運用状況報告書（様式第6）により、教育委員会へ報告するものとする。
- 4 教育委員会は、報告内容を基に運用の適正性を確認し、必要に応じて改善指導又は助言を行うものとする。
- 5 平時の備えに関する事項（設置計画の見直し、機器更新、安全対策強化など）は教育委員会の協議事項とする。
- 6 校長は、児童生徒及び教職員の安心安全の確保のために、新たな対応の緊急性・必要性が高いと判断した場合、教育長の指示を受けてカメラを設置する。
- 7 教育委員会は、上記の決定事項及び協議結果について、保護者、学校及び関係機関に報告・周知するものとする。

（情報の安全管理）

第9条 映像データの保存機器は、施錠等の物理的な管理を行い、外部ネットワークからの不正アクセス防止措置を講じるものとする。また、データの取扱いに関しては、校長・操作取扱者・関係教職員に対して個人情報保護及びセキュリティ研修を実施するものとする。

（設置及び運用の周知）

第10条 カメラを設置する際には、見やすい位置に「見守りカメラ作動中」等の掲示を行うものとする。

2 設置目的や運用状況については、保護者や地域住民に対して学校だより、学校ホームページ等で定期的に周知・報告するものとする。

(撤去)

第11条 校長は、設置目的が失われた場合又は教育委員会が必要と認めた場合には、学校見守りカメラ撤去申請書（様式第7）により、教育委員会と協議のうえ、カメラを撤去するものとする。

2 前項の規定によりカメラを撤去した場合、校長は、当該カメラに係る映像データを適切に消去し、保存媒体についても適正に処理したうえで、学校見守りカメラ撤去・処理完了報告書（様式第8）により、教育委員会に報告するものとする。

(見直し)

第12条 このガイドラインは、社会情勢の変化、法令の改正、技術の進展等による必要に応じて、教育委員会が協議のうえ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 このガイドラインに定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

2 このガイドライン施行前に設置されたカメラについても、本規定に基づき、順次適正な管理・運用を行うものとする。

様式第 1（第 3 条関係）

学校見守りカメラ設置申請書

年 月 日

江南市教育委員会

江南市立 学校長
氏 名

下記のとおり、学校見守りカメラを設置したいので申請します。

記

1 設置の目的

（該当する目的に☑を付け、必要に応じて具体的に記入してください）

- ☐ 児童生徒及び教職員等の安心・安全の確保
- ☐ 不審者の侵入防止及び事故・犯罪等の抑止
- ☐ 学校施設・設備等の損壊や盗難の防止
- ☐ 事故・犯罪等の緊急事案発生時の状況確認
- ☐ その他、教育委員会が必要と判断した場合

（ ）

2 設置の理由・背景

（設置を必要とする具体的な状況を記入してください）

例：近隣で不審者の目撃情報が複数寄せられたため
夜間に学校施設の損壊事案が続発したため

3 設置場所

（校地・校舎の平面図に既設のものと併せて、新たに設置するものを書き込み添付してください）

様式第 2（第 3 条関係）

学校見守りカメラ設置許可書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付にて申請のありました、学校見守りカメラの設置について、これを許可します。江南市立学校の見守りカメラの設置・運用ガイドラインを遵守し、適正に管理・運用を図ること。

様式第3 (第6条関係)

学校見守りカメラ映像データ閲覧申請書

年 月

11

江南市教育委員会

所属

職 名

氏 名

下記のとおり、学校見守りカメラの映像データの閲覧を申請します。

記

- 1 閲覧希望日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧対象カメラ
(学校名・設置場所)
- 3 閲覧を必要とする理由

(閲覧後の取り扱い)

閲覧した映像データについては、個人情報保護及び目的外使用禁止の趣旨を遵守し、不正利用・複製等を行わないことを誓約します。

様式第4 (第6条関係)

学校見守りカメラ映像データ閲覧承認書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日に申請のありました映像データの閲覧について、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧許可対象カメラ
(学校名・設置場所)
- 3 閲覧の理由

様式第 5（第 6 条関係）

学校見守りカメラ映像データ閲覧記録簿

閲覧日時	閲覧者氏名	所属・職名	閲覧目的	閲覧対象カメラ	備考
(例) 令和 8 年 4 月 5 日 10:00～10:30	〇〇 〇〇	〇〇小学校 校長	学校施設の損壊事案が発 生したため	〇〇小学校 正門	

様式第 6（第 8 条関係）

学校見守りカメラ運用状況報告書

年 月 日

江南市教育委員会

江南市立 学校長
氏 名

年度 学期

1 設置・運用状況

カメラ設置場所	稼働状況	不具合の有無
例： 正門	正常 / 異常	無/有（ 録画できない ）

2 映像データへのアクセス・閲覧状況

（1） 閲覧日時 閲覧者氏名 閲覧目的

（2） 閲覧件数 件

3 その他報告事項

カメラの運用に関して特記事項や改善を擁する事項がある場合は、以下に記載すること。

様式第 7（第 11 条関係）

学校見守りカメラ撤去申請書

年 月 日

江南市教育委員会

江南市立 学校長
氏 名

下記のとおり、学校見守りカメラを撤去したいので申請します。

記

1 撤去の理由

（該当する理由に☑を付け、必要に応じて具体的に記入してください）

- ☐ 設置目的が失われたため
- ☐ 学校環境の変化によるため
- ☐ プライバシーへの影響が認められるため
- ☐ その他

（ ）

2 撤去予定日

3 設置場所

4 撤去後の映像データの取扱い

（該当する取扱いに☑を付け、必要に応じて具体的に記入してください）

- ☐ 全データ消去
- ☐ 保存期間満了後消去
- ☐ その他

（ ）

様式第8（第11条関係）

学校見守りカメラ撤去・処理完了報告書

年 月 日

江南市教育委員会

江南市立 学校長
氏 名

下記のとおり、学校見守りカメラの撤去及び映像データの適正処理を完了したことを報告します。

記

- 1 撤去実施日
- 2 設置場所
- 3 撤去実施者（業者名又は担当者名）
- 4 映像データの消去方法
（該当する方法に☑を付けててください）
☐ 自動上書き
☐ 手動消去
☐ 記録媒体廃棄
- 5 消去確認者